

## 最低保障年金制度の実現と年金受給資格期間 25 年を 10 年に短縮するよう国に意見書を上げることがを求める請願

日頃、社会保障の充実のため、ご奮闘いただき心から敬意を表します。

すべての人の命と暮らしを守る年金制度の改善について、政府は 10 年 6 月に新年金制度の中間のまとめとして、①年金の一元化、②最低保障年金制度、③負担と給付の明確化、④持続可能な制度、⑤消えない年金、⑥未納未加入ゼロ、⑦国民的議論、の 7 つの基本原則を提言しています。

しかし、現在の年金制度で、無年金者が 110 万人もいるといわれています。国民年金は 40 年間保険料を納めても月額 6 万 6 千円です。国民年金だけの人 900 万人の平均月額 は 4 万 7 千円です。老齢年金受給者の 62,1% が 150 万円未満で暮らしているのが実態です。

社会経済が大きく変化する中、雇用の多様化で、低賃金、失業、倒産等で非正規雇用者等が国民年金の 4 割を占めている現状です。国民年金第 1 号被保険者の 2,001 万人のうち、未納、未加入者 324 万人、免除者（学、猶予）520 万人合計 844 万人が、保険料を納めていない状況です（20 年度厚省調査）。今後は「消えた年金」や収入がなくても高額な保険料を納入することになど年金制度に対する不信感から未納者が増えることが予想されます。このことは、将来の無年金者、低年金者が約 1 千万人になることを示しています。

現在、将来の老後の生活保障のため早急に最低保障年金制度の実現が必要です。

それに加えて、年金資格期間が 25 年以上必要なために 1 か月でも不足すれば年金が 1 円も支給できない制度のため、被用者年金や国民年金の中からも多くの無年金者がつくられる状況です。諸外国では年金の支給できる資格期間は長くても 10 年です。

無年金者を少しでも救済するためには、政府が検討している、新年金制度を待たず、早急に最低保障年金制度の実現と年金受給資格期間 25 年を 10 年に短縮するよう、貴議会におかれましては、国に意見書を上げてくださるよう請願いたします。

### [請願事項]

国に対して、早急に「最低保障年金制度」の実現と「年金受給資格期間 25 年を 10 年に短縮する」よう国に意見書を上げることがを求める請願